

福岡県内全市町村は

給与所得者(従業員)の方々の納税の利便性の向上と税負担の公平性を図るため

個人住民税の特別徴収を徹底しています

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、納税義務者である従業員の方に代わって市町村に納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、法令(地方税法第321条の4及び市町村条例)により、特別徴収義務者として指定され、従業員の方の個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

特別徴収制度による事務の流れ・手続き



原則として全ての従業員の方が対象となりますが、次の「特別徴収を行わないことができる者」に該当し、特別徴収することが困難な従業員の方がいる場合は、事業主の方からの「普通徴収申請書」による申し出により、特別徴収を行わないことができます。

特別徴収を行わないことができる者

① 次の条件に該当する給与所得者(従業員)の個人住民税

- A 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
- B 給与の支払いがない月がある者
- C 年間の給与の支払金額が、930,000円以下である者
- D 他から支給される給与から特別徴収されている者（乙欄該当者）
- E 事業専従者（事業主が個人の場合のみ該当）

② 次の条件に該当する給与支払者(事業主)

- F 常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払いをする者。又は、他市町村を含む給与受給者総数が2人以下である者

給与受給者総数とは、市町村単位での人数ではなく事業所全体の受給者数です。ただし、左記A～Eの給与所得者の要件に該当する者を除く人数となります。

◆上記A～Fに該当する？

はい
いいえ

◆特別徴収できる？

はい いいえ

具体的な手続きはこうなります！

事業主の方が、給与支払報告書の提出とあわせて普通徴収申請書を提出（裏面参照）

特別徴収（給与から差し引き、市町村へ納入）

5月末までに事業主の方に特別徴収税額の通知が届きます

普通徴収（市町村へ自分で納付）

従業員の方に納税通知書が届きます

※普通徴収申請書の様式は、県ホームページの各市町村へのリンクページからダウンロードできます。

■具体的な事務手続きに関するお問合せ先

各市町村 個人住民税担当課（部署名と電話番号は裏面に記載）

給与支払報告書などの提出は電子申告をご利用ください

エルタックス
eLTAX

■特別徴収適正実施の推進に関するこ
福岡県ホームページをご覧ください

福岡県 特別徴収推進 検索

普通徴収申請書による手続きについて

表面に記載している「特別徴収を行わないことができる者」に該当し、かつ、特別徴収を行うことができない場合は、給与支払報告書（※）を提出する際、下記のとおり「普通徴収申請書」による手続きをお願いします。

【注意】当該申請書による申し出がない場合、普通徴収の取扱いとする従業員の方の確認ができないため、特別徴収となります。

（※）給与支払報告書

毎年1月1日現在において給与の支払いをされている事業主の方で、所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、給与の支払いを受けている従業員の方が1月1日現在お住いの市町村に給与支払報告書を提出する必要があります。

提出期限	毎年 1月31日まで（土・日曜日の場合は翌開庁日）
提出する書類	給与支払報告書（個人別明細書） 給与支払報告書（総括表） 普通徴収申請書（特別徴収することが困難な従業員がいる場合、必ず提出）

1 給与支払報告書（個人別明細書）へ略号（A～F）を記載

摘要欄に、表面の「特別徴収を行わないことができる者」に該当する略号（A～F）を記載してください。

※eLTAX や光ディスクで提出する場合は、摘要欄の項目に当該申請書の略号を入力してください。また、普通徴収の項目へのチェックも必ず行ってください。
※前々年における源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上の場合、eLTAX や光ディスクによる提出が義務付けられています。

2 「普通徴収申請書」を給与支払報告書（総括表、個人別明細書）とあわせて提出

左記1で、個人別明細書の摘要欄に記載した略号毎の人数を記入します。

普通徴収申請書（福岡県内市町村用）

指定番号	市町村 長宛	事業主名
この申請書以降の者は、下記理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。		
A	退職者又は退職予定者（5月末まで）	人
B	給与の支払いがない月がある者	人
C	年間の給与の支払金額が930,000円以下の者	人
D	他の事業主から特別徴収されている者（乙欄該当者）	人
E	事業専従者（事業主が個人の運営のみ該当）	人
F	純と従業者総数が2人以下	人

※eLTAX や光ディスクで提出する場合は、この申請書の提出は不要です。

※A～Fを記入してください。
できる場合は申請の必要はありません。
（確認ください。）
は特別徴収義務者として指定することができます。

○特別徴収の具体的な事務手続きに関するお問合せ先（書類の記載方法や提出方法など）

	市町村名	担当部署	電話番号
あ	赤村	住民課税務係	0947-62-3000
	朝倉市	税務課住民税係	0946-22-1111(代表)
	芦屋町	税務課課税係	093-223-3534
	飯塚市	税務課市民税係	0948-22-5500(代表)
	糸島市	税務課市民税係	092-323-1111(代表)
	糸田町	税務町民課	0947-26-1235
	うきは市	税務課住民税係	0943-75-4977
	宇美町	税務課町民税係	092-934-2242
	大川市	税務課市民税係	0944-85-5512
	大木町	税務町民課住民税係	0944-32-1067
	大任町	税務課	0947-63-3002
	大野城市	市税課市民税担当	092-580-1828
	大牟田市	税務課市民税担当	0944-41-2608
	岡垣町	税務課住民税係	093-282-1211(内線272)
	小郡市	税務課市民税係	0942-72-2111(代表)
	遠賀町	税務課課税係	093-293-1237
か	春日市	税務課市民税担当	092-584-1111(代表)
	粕屋町	税務課住民税係	092-938-0237
	嘉麻市	税務課市民税係	0948-42-7421
	川崎町	税務課税務収納係	0947-72-3000(代表)
	香春町	税務住民課住民税係	0947-32-8402
	苅田町	税務課町民税担当	093-434-1115
	北九州市	課税第二課特別徴収係	093-967-6951
	鞍手町	税務保険課課税係	0949-42-2111(代表)
	久留米市	市民税課個人市民税チーム	0942-30-9008
	桂川町	税務課税務係	0948-65-1076
	上毛町	税務課税務係	0979-72-3113
	古賀市	市税課市民税係	092-942-1126
	小竹町	税務住民課税務係	0949-62-1216
さ	篠栗町	税務課	092-947-1111(代表)
さ	志免町	税務課町民税係	092-935-1014
	新宮町	税務課	092-963-1731
	須恵町	税務課賦課係	092-932-1495
	添田町	住民課税務・滞納対策係	0947-82-1234
た	田川市	税務課市民税保険税係	0947-85-7110
	太宰府市	税務課市民税係	092-921-2121(代表)
	大刀洗町	税務課町民税係	0942-77-0172
	筑後市	税務課市民税担当	0942-65-7012
	筑紫野市	税務課市民税担当	092-923-1111(代表)
	筑上町	税務課町民税係	0930-56-0300(代表)
	筑前町	税務課町民税係	0946-42-6605
	東峰村	住民福祉課住民税務係	0946-74-2311(代表)
な	那珂川市	税務課市民税担当	092-953-2211(代表)
	中間市	課税課市民税係	093-246-6238
	直方市	税務課市民税保険税係	0949-25-2141
は	久山町	税務課	092-976-1111(代表)
	広川町	税務会計課	0943-32-1114
	福岡市	法人税務課特別徴収係	092-292-3259
	福智町	税務住民課	0947-22-7761
	福津市	税務課市民税係	0940-43-8117
	豊前市	税務課課税係	0979-82-8121
ま	水巻町	税務課住民税係	093-201-4321(代表)
	みやこ町	税務課住民税係	0930-32-2515
	みやま市	税務課市民税係	0944-64-1511
	宮若市	税務収納課市民税係	0949-32-0513
	宗像市	税務課市民税係	0940-36-7350
や	柳川市	税務課市民税係	0944-77-8453
	八女市	税務課市民税係	0943-23-1113
	行橋市	税務課市民税係	0930-25-1111(代表)
	吉富町	税務課	0979-24-1125

○特別徴収適正実施の推進（一斉指定等）に関するお問合せ先

福岡県 税務課個人住民税徵収機動班 092-643-3049